

<b>資 料</b>	水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（案）を制定することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 水道部水道整備課
------------	--	------------------------

## ■水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（案）を制定することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、各自治体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることとされました。

これに伴い、江別市水道事業では、法改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

## ■水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（案）を制定することと判断した理由

- (1) 水道の布設工事監督者を配置する対象工事
- (2) 水道の布設工事監督者の資格基準
- (3) 水道技術管理者の資格基準

について、法律で定められていた基準に基づいて水道事業を適切かつ安全に運営することを考慮した結果、今後も国の基準に従うことが適切と思われるとの結論に達したことから、法律で定められていた基準に従って江別市水道事業が定める条例とすることにしました。

### 条例の考え方

現 行	改正の内容 (条例への委任の方法)	条例の考え方
(1) 水道の布設工事監督者を配置する対象工事 水道事業者は、水道の布設工事を施行する場合、職員又は第三者に工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 (水道法第12条)	(水道の布設工事監督者を配置する工事は、)条例で定める水道の布設工事に限る。	現行の国の対象工事と同じとする。
(2) 水道の布設工事監督者の資格基準 水道の布設工事の監督者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 (水道法第12条)	(水道の布設工事監督者の資格基準は、)当該資格を参酌して条例で定める。	現行の国の基準と同じとする。
(3) 水道技術管理者の資格基準 水道技術管理者は、政令で定める資格を有するものでなければならない。 (水道法第19条)	(水道技術管理者の資格基準は、)当該資格を参酌して条例で定める。	現行の国の基準と同じとする。

## ■施行期日

平成25年4月1日（予定）